平成 24 年度　事務事業事後評価調書（平成　23　年度事業）

整理番号	2 － 9

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	まちづくり町民委員会の設置運営					
評価者	担当課名		財務企画課	担当係名		企画調整係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	佐々木幸博		氏名	大水寛仁
事業の概要	計画策定や法制度の検討、施策及び事業の検討・評価等にあたっては、町民が参画する手法を取り入れることとし、そのための体制として「まちづくり町民委員会」を設置し、町民との協働体制を構築する			全体計画（平成 20 年度～ 24 年度）		
				事業費	国・道支出金	千円
					地方債	千円
					その他	千円
					一般財源	千円
					事業費計	千円
実施方法	■ 直営		民間委託		その他（　　）	
第５期総合計画（前期）	■ 登載事業		非登載事業	優先度	A	
事業の位置付け	政策目標	5	ささえあい・雄武～協働によるまちづくりの推進			
	基本施策	22	住民主体のまちづくりの推進			
	単位施策	3	住民との協働体制の構築			
	事務事業の種類	■	自治事務		法定受託事務	
	その他計画・根拠等					

事業費	実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(見込)
	国・道支出金	千円	千円	千円	千円	千円
	地方債	千円	千円	千円	千円	千円
	その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
	雄武町負担額（一般財源）	千円	千円	千円	千円	千円
	合計	千円	千円	千円	千円	千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	町民	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	町民の行政参画への意識高揚	委員会の設置・開催		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	町の政策決定過程において、委員の公募等により自主的な行政参画を得て、意見・提案を募る	① 委員会の開催数／年	目標年度	平成23年度
			目標値	3 回
			実績値	0 回
			達成度	0.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	町の政策決定にあたって、町民の意見・提案が反映され、町民の自主性に基づく協働が確立される	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

概ね必要 必要／概ね必要／課題あり	□義務的なもの □全部 □一部	行政改革大綱の推進項目との位置付けや、町の各種計画策定時には町民参画が必要であり、実際に公募制度による委嘱決定の実績もあり、基本的には行政が推進する必要があると判断するが、町民のまちづくりへの参画の機運が高まって、町民自らが設置するという過程が望ましく、今後の推進には一考を要する

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

課題あり 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 □達成 □ほぼ達成 ■下回る	委員会の設置・開催には至っていないものの、委員の選定にあたっては有識者のほか、まちづくりに情熱を持っている町民・町主催の事業に積極的に参加している町民を選定する

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 ■事業費抑制 □人員削減 □時間短縮・作業軽減 □その他	委員会の開催に至った際は、講師料や委員会委員の報酬・費用弁償等の経費は発生するものの、必要最低限の事業費となる

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る ■その他	未実施であるが、町民の意見を広く政策に反映させることが期待できることから、公平と判断する

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
C	C	
本委員会の設置は未了であるものの、各種分野別計画の策定にあたっては、委員公募を行う等、町民の意見反映に努めている	同左	

今後の展開方向
（Action）

継続／内容の見直し・変更	**継続／内容の見直し・変更**	
まちづくり委員会は、町民自らが設置する過程が望ましく、行政は各種計画の策定委員選定の際の公募やパブリックコメントを積極的に行うなど、事業名や事業内容について見直しを図る必要がある。	同左	

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）